

安芸市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年条例第3号）による重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	安芸市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	安芸市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年条例第3号）による重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安芸市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第23号）別表第一2の項 安芸市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年条例第3号）による重度心身障害者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第1条	安芸市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年条例第3号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、乳児、幼児、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条に規定する義務教育就学期にある児童（以下「義務教育就学児」という。）及び重度心身障害者の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p>

⑦独自利用事務の関連規範		安芸市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年条例第3号） 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則（昭和56年規則第20号）
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	安芸市福祉医療費助成に関する条例第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条第2項の障害・高齢障害福祉医療費受給資格認定（更新）申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ハ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ト	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは同法第15条第1項の配偶者支援金、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）。以下この項において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第3条第1項の配偶者支援金の支給の実施に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条

②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務	安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第4条の障害・高齢障害福祉医療費受給資格変更申請に係る事実についての変更に関する事務
--------	--	--

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号ロ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号イ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号ハ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
---------------	--	---------------------------------------

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号ニ	安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条・第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年10月04日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	